

## 次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
法人企業統計調査の精度向上に向けた取組について	<p>① 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。【No. 4】</p> <p>② 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの階層における標本の抽出方法について、速やかに母集団名簿を精査するとともに、売上高や雇用者数等による層化抽出を検討し、結論を得る。【No. 7】</p>

これまでの統計委員会の意見	<p>&lt;平成 30 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）（令和元年 9 月 30 日）&gt;（別紙参照）</p>
各種研究会等での指摘	<p>&lt;法人企業統計研究会（令和 3 年 4 月 12 日、令和元年 11 月 7 日）&gt;</p> <p>① 過去データ補完方式では大きな景気変動があったとき、その状況を適切に反映しない恐れがある。大きな景気変動の時期を含め、欠測値補完について検証を行うのであれば、コロナの影響が収束した後に行うことが適当ではないか。</p>
担当府省の取組状況の概要	<p>&lt;令和 3 年度統計法施行状況報告（暫定版）&gt;（一部抜粋）（参考 2 ; 【No. 4】、【No. 7】 参照）</p> <p>①（欠測値補完方法）</p> <p>学識経験者を交えた研究において、平成25年度（2013年度）から平成30年度（2018年度）の欠測企業に係る当該調査期以前に得られた過去データを利用することの有効性が認められた一方、対象とする過去データの範囲や新型コロナウイルス感染症下の大きな景気変動時期を含めた更なる検討が必要とされた。</p> <p>（調査票の督促方法）</p> <p>平成30年度（2018年度）から外部委託督促において、企業が集中している一部地域の督促を 1 日長く実施している。また、回収率向上方策の 1 つとして掲げられている「国民に対する回答義務の周知」に関して、一部財務局の調査票発送用封筒に記載している。</p> <p>② 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直しとして、売上高や雇用者数等による層化抽出を行なうためには、・・・(中略)・・・売上高や雇用者数等に関する情報を含む事業所母集団データベースの活用が前提となる。・・・(中略)・・・令和 3 年度（2021年度）は、総務省において経済センサス - 基礎調査結果を事業所母集団データベースに反映した。なお、法人番号公表サイト情報から追加した約160万法人については、経済センサス - 基礎調査結果等を用いた分析を実施。今後、総務省と協力してその結果を踏まえた検討を行う予定。</p> <p>&lt;その他の取組&gt;</p> <p>② 第Ⅲ期基本計画の課題は、平成 2 年の商法改正（最低資本金が35万円から1000万円に引き上げ）によって、当該資本金階層における母集団構造が変化した可能性があったために第Ⅰ期基本計画に掲載されたことに端を発するが、平成18年の会社法改正により最低資本金制度は廃止され、さらに15年近く経過していることを踏まえ、その後の状況を検証したところ、他の階層と比較して特に精度上の問題は無いことが判明した。</p>

	したがって、法人企業統計研究会において引き続き検討し、令和4年までに結論を出すこととしている。
<b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</b>	<p>○ ①については、督促や欠測値補完方法の改善に向けた取組が進められていることは評価できる。しかし、欠測値補完方法については、新型コロナウイルス感染症下の時期などを含めて更なる検討が必要とされていることから、引き続き、次期基本計画に記載することとしてはどうか。</p> <p>○ ②については、担当府省における直近の状況の検証の結果、他の階層と比較して特に精度上の問題はないことが判明し、それを踏まえて学識経験者を交えた研究会において令和4年度までに結論を得る予定としていることから、次期基本計画に記載する必要性は乏しいのではないかと。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 法人企業統計調査における欠測値の補完方法の改善について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、引き続き、検討する。【財務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>
<b>備考(留意点等)</b>	○ 法人企業統計調査の母集団名簿と事業所母集団データベースとの乖離の分析については、第2WG（第4回）で議論の予定。

## 1 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法

第Ⅲ期基本計画では、法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法について、財務省が改善方法を検討し、平成 30 年度(2018 年度)中に結論を得ることとされている。

### (1) 取組状況

財務省は、法人企業統計調査の精度向上のため、調査票の督促、欠測値の補完方法について、以下のとおり改善方法の検討を行った。

第一に、回答の値が「0」である場合と欠測値の場合の区別については、両者を区分して把握することとした。なお、データ記録の区分については、必要な予算措置やシステム改修の後に対応を行う。

第二に、欠測値の補完方法に関して、EDINET 情報（有価証券報告書）等の外部情報の活用実績のある他統計の事例研究を行うとともに、EDINET 情報の現状把握と体系的な活用について検討した。その結果、年次別調査の審査事務及び計数照会事務において、EDINET 情報等をより一層活用することにより、調査結果の精度向上に取り組むこととした。

また、未回答法人、すなわち欠測企業に関する情報の補完については、学識経験者を交えた研究において、現在行われている類似企業の回答を利用する方法と比較して、欠測企業に係る過去データ（当該調査期以前に得られたデータ）を利用する方法の有効性が認められた<sup>1</sup>。ただし、実際の導入に当たっては、対象とする過去データの範囲など、更なる検討が必要とされたことから、引き続き研究を行っていくこととした。

第三に、オンライン調査の推進、電話督促業務の外部委託の拡充を進めるとともに、平成 30 年度（2018 年度）に行った外部委託による督促において、企業が集中している一部地域の督促を試行的に 1 日長く実施した。また、回収率向上方策の 1 つとして掲げられている「国民に対する回答義務の周知」に関して、一部の財務局の調査票発送用封筒に試行的に記載し、効果を検証することとした。

### (2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等

法人企業統計調査において、回答の値が「0」である場合と欠測値の場合を区分して把握すること、EDINET 情報等を年次別調査の審査・照会事務の効率化に活用することについては、いずれも基礎統計の改善に向けた取組として評価できる。

また、調査票の督促方法の改善に向けて、オンライン調査の推進、電話督促業務の外部委託の拡充を行うとともに、一部地域の督促延長や国民に対する回答義務の周知を試行的に実施し、その効果を検証することについては、回収率向上に向けた取組であり、適当である。

これら取組の中で、未回答の欠測企業の補完方法に関して、現行の方法よりも当該企業の過去データを用いる方法の精度が相対的に高い、との実証的な検証結果が得られたことは、基礎統計の改善に向けた成果の一つと評価する。もっとも、補完に使用する過去データの範囲について確定的な結論は得られていないことから、引き続き検証を進めることが必要である。

なお、財務省には、透明性の確保の観点から、これらの検討状況について、ホームページへの掲載等により随時公表するとともに、統計委員会にもその結果を適宜報告することを要望する。

<sup>1</sup> 法人企業統計調査は財務諸表の各項目を調査する。このため、補完に際しては、個別項目の妥当性に加え、各項目を足し上げたものが合計に一致するといった項目間の整合性を確保する必要がある。このような制約を踏まえて、現行の補完手法を補足する方法として、そうした条件を満たす本方式の採用が検討された。